

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

2026年4月28日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 上松 英司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 2026年度紙文書電子化業務 一式
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から2027年3月19日まで
- (4) 業務場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。落札価格は、入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切捨て)とする。

2 競争参加資格

- (1) 阪神高速道路株式会社契約規則第6条各号に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領(令和5年阪神高速細則第1号)に基づく取引停止の対象者に該当しないものであること。
- (3) 申請書及び資料の提出時に次の①から④までの資料を提出した者であること。
 - ① 商業・法人登記事項証明書の写し
 - ② 営業経歴書
 - ③ 財務諸表類
 - ④ 納税証明書の写し
- (4) 当社から競争参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 当該調達と同等の納入実績があることを証明した者であること。

当該調達と同等の納入実績とは、2023年4月以後申請書及び資料の提出期限の日までに完了した「紙文書電子化業務」の受注実績を意味する。
- (6) 詳細は入札説明書による。

3 入札手続等

- (1) 担当部署

阪神高速道路株式会社経理部契約課 福山

(住 所) 〒530-0005 大阪市北区中之島3-2-4

(電 話) 06-6203-8888 (代)

(FAX) 06-6203-8313

(E-mail) keiyaku-hs@hanshin-exp.co.jp

受付時間：午前10時から12時まで、午後1時から4時まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

① 交付期間：本公告の日から2026年5月26日午後4時まで

② 交付方法：下記サイトより入札参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記(1)の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ（購入等の入札公告ページ）

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/buppin/>

③ 交付図書のダウンロード手順：②のサイトにて、当該購入等の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 申請書及び資料の受付期間、受付場所及び提出方法

申請書及び資料は、入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成するものとする。

① 受付期間：(2) ①に同じ

② 受付場所：(1)に同じ

③ 提出方法：1部を持参又は郵送等（配達記録の残るものに限る。）すること

(4) 入札書の受領期限

2026年6月24日 午前11時00分

（郵送等の場合は2026年6月23日 午後5時必着とする。）

(5) 開札の日時及び場所

2026年6月24日 午前11時00分

阪神高速道路株式会社 本社8階入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

上記2の資格のない者及び入札者に求められる義務を履行しない者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要(電子契約も利用可)

(5) 落札者の決定方法

契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格により、その者により契約内容に適合した履行がなされないおそれがある、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(6) 詳細は入札説明書による。

○阪神高速道路株式会社契約規則

(競争参加不適格者)

第6条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないものとするができる。

- 一 制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ている者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合において、その許可等を有しない者
- 四 次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
 - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者
 - ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 五 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 六 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 七 競争参加資格に関する審査申請書（添付書類又は資格審査申請用データを含む。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 八 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則（平成21年阪神高速規則第3号）に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
- 九 法令の規定に違反して営業を行った者